

社会福祉法人下野市社会福祉協議会定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人下野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第49条の規定に基づき、本会の法人運営及び業務の執行について必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務)

第2条 業務の執行及び事務の処理は、本会定款施行細則及びその他の規程に基づいて会長が行う。

(役員を選任)

第3条 役員は、会員のうち、評議員会の決議によって次の団体又は個人から選任する。

(1) 理事

- ア) 下野市住民自治組織
- イ) 下野市民生委員・児童委員協議会
- ウ) 下野市高齢者団体
- エ) 下野市その他の当事者団体・家族の会
- オ) 下野市女性団体・青年団体
- カ) 下野市内ボランティアグループ
- キ) 下野市その他の施設団体
- ク) 下野市教育関係団体
- ケ) 下野市行政首長等
- コ) 下野市議会議員
- サ) 下野市行政職員
- シ) 学識経験者

(2) 監事

- ア) 学識経験者 1名
- イ) 社会福祉事業及び財務管理について識見を有する者 1名

2 役員に欠員を生じたときは、速やかに前項の手続きを経て補充しなければならない。

(評議員候補者の選任)

第4条 定款第7条第4項に基づき理事会が推薦する評議員候補者は、次の団体から選任する。

- (1) 下野市住民自治組織
- (2) 下野市民生委員・児童委員協議会
- (3) 下野市高齢者団体
- (4) 下野市その他の当事者団体・家族の会
- (5) 下野市女性団体・青年団体

- (6) 下野市ボランティアグループ
- (7) 下野市内社会福祉施設
- (8) 下野市内更生保護事業団体
- (9) 下野市内教育関係団体
- (10) 下野市内保健・医療関係団体
- (11) 下野市その他の団体
- (12) 下野市議会議員
- (13) 下野市行政職員

(事務の専決)

第5条 定款第27条の規定に基づき、会長が専決することのできる本会の業務は、次に掲げるものとする。ただし、業務の範囲は別表に掲げるものとする。

- (1) 規程等の制定、改廃に関する事
- (2) 職員の人事に関する事
- (3) 職員の給与に関する事
- (4) 職員の労務管理・福利厚生に関する事
- (5) 債権の免除、又は効力の変更に関する事
- (6) 設備資金の借入に係る契約に関する事
- (7) 契約工事請負及び物品納入等の契約に関する事
- (8) 固定資産（基本財産を除く。）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関する事
- (9) 不用物品等の売却又は廃棄に関する事
- (10) 予算上の予備費の支出に関する事
- (11) 予算上の科目間流用の承認に関する事
- (12) 寄付金の受入に関する事
- (13) 本会に関する情報の開示に関する事
- (14) その他、本会の業務に関する事で理事会において認められた事項

(専決の報告)

第6条 会長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

(会員の種類)

第7条 この会の会員は、次に掲げる者で理事会の承認を得たものとする。

- (1) 普通会員 この会の趣旨に賛同する世帯
- (2) 特別会員 この会の趣旨に賛同する者・企業・団体等

(会費)

第8条 会員は、別に定める会員会費規程により会費を負担する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。